

このキルギス共和国法「会社について」(会社法)和訳(仮訳)は、同法のロシア語版から日本語に翻訳したものを、法務総合研究所国際協力部の責任において編集し、掲載するものです。

2009年1月 法務総合研究所国際協力部

キルギス共和国会社法¹

「会社について」(仮訳)

(1996年11月15日制定第60号・最終改正2006年1月27日)

改正：

1998年12月2日付け第148号,1999年11月27日付け第131号,2002年1月21日付け第9号,
2003年2月17日付け第38号,2003年3月27日付け第64号,2003年12月24日付け第238号,
2006年1月27日付け第25号

第1部 総則

- 第1条 会社に関する主要規定
- 第2条 会社に関する法令
- 第3条 会社の社員
- 第4条 会社の設立文書 会社の国家登記
- 第5条 会社の財産
- 第6条 会社の定款資本
- 第7条 会社財産における社員の持分
- 第8条 会社の経営
- 第8-1条 子会社,支店及び駐在員事務所
- 第9条 会社の活動停止

第2部 各種の会社の特則

第1章 合名会社

- 第10条 合名会社の概念
- 第11条 合名会社の社員の権利及び義務
- 第12条 合名会社の定款資本 合名会社の財産における社員の持分
- 第13条 合名会社の業務遂行
- 第14条 合名会社の社員構成の変更
- 第15条 合名会社からの社員の退社
- 第16条 合名会社からの社員の退社の効果

¹ 1996年6月5日 国会により採択

- 第 17 条 合名会社の社員の持分（持分の一部）の譲渡
- 第 18 条 合名会社からの社員の除名
- 第 19 条 合名会社における社員の持分に対する強制執行の申立て
- 第 20 条 合名会社の社員の失踪宣告，行為無能力の宣言及び行為能力の制限の認定の効果
- 第 21 条 合名会社への新たな社員の参加
- 第 22 条 合名会社の損益の分配
- 第 23 条 合名会社の債務に対する社員の責任
- 第 24 条 合名会社の活動停止の特則

第 2 章 合資会社

- 第 25 条 合資会社の概念
- 第 26 条 合資会社の出資者の権利及び義務
- 第 27 条 合資会社の定款資本 合資会社の財産における社員の持分
- 第 28 条 合資会社の設立文書の内容
- 第 29 条 合資会社の経営
- 第 30 条 合資会社の出資者の構成の変更
- 第 31 条 合資会社からの社員の退社の効果
- 第 32 条 合資会社への新たな社員の参加
- 第 33 条 合資会社の損益の分配
- 第 34 条 合資会社の債務に対する社員の責任
- 第 35 条 合資会社の活動停止の特則

第 3 章 有限責任会社

- 第 36 条 有限責任会社の概念
- 第 37 条 有限責任会社の社員の権利及び義務
- 第 38 条 有限責任会社の定款資本 有限責任会社の財産における社員の持分
- 第 39 条 有限責任会社による債券の発行
- 第 40 条 有限責任会社の経営
- 第 41 条 有限責任会社の執行機関の活動の監視
- 第 42 条 有限責任会社の社員構成の変更
- 第 43 条 有限責任会社の社員の退社
- 第 44 条 有限責任会社の財産における社員の持分の譲渡
- 第 45 条 有限責任会社からの社員の除名
- 第 46 条 有限責任会社の財産における社員の持分に対する強制執行の申立て
- 第 47 条 有限責任会社の市民社員の失踪宣告，行為無能力の宣言及び行為能力の制限の結果
- 第 48 条 有限責任会社の社員の退社の効果

第 49 条 有限責任会社への新たな社員の参加

第 50 条 有限責任会社の社員の追加払込み

第 51 条 有限責任会社の活動停止の特則

第 4 章 株式会社（第 52 条 - 第 79 条：キルギス共和国法 2003 年 3 月 27 日付け第 64 号により削除）

第 80 条 本法の施行手続

第 1 部 総則

第 1 条 会社に関する主要規定

- 1 会社とは、持分（出資分）に分割された定款資本を持ち、利益を得ることを主要目的とする営利団体である。社員の出資により形成された財産及び会社の活動の過程において生産・獲得された財産の所有権は、会社に属する。
- 2 会社は、合名会社、合資会社、有限責任会社及び補充責任会社の形態で設立される。
- 3 社員でない者の金銭その他の財産の利用に基づいて活動する銀行、保険会社及び投資会社・投資基金は、これらの団体のための特別の法令において定められた形態で設立され、活動する。
（キルギス共和国法 2003 年 12 月 24 日付け第 238 号により改正）

第 2 条 会社に関する法令

- 1 会社に関する法令は、キルギス共和国憲法、キルギス共和国民法、本法、その他のキルギス共和国法令並びにこれらに従って採択されるキルギス共和国大統領・政府の規範的法的文書によって構成される。
- 2 キルギス共和国が加盟する国際条約により本法と異なる規則が定められている場合は、国際条約の規則が適用される。
- 3 銀行・保険会社・合併企業等の営利団体についての、定款資本の最小限度額及びその形成・利用の特則、財産の法的扱い、並びに経営機関の活動及び経営活動の制限の特則は、本法及び特別法によって定められる。
（キルギス共和国法 1999 年 11 月 27 日付け第 131 号により改正）

第 3 条 会社の社員

- 1 合名会社の社員及び合資会社の無限責任社員となることができるのは、市民²及び（又は）法人である。

² 自然人のことをいう。

- 2 市民は、一社においてのみ、社員となることができる（合資会社の場合、一社についてのみ、無限責任社員となることができる。）。
- 3 合名会社・合資会社には、2名以上の社員がいなければならない。
- 4 有限責任会社・補充責任会社の社員及び合資会社の出資者となることができるのは、市民及び（又は）立法・行政・司法機関を除く法人である。

法令により、特別に設置される行政機関が社員となることができる場合を規定することができる。
- 5 有限責任会社・補充責任会社は、一名によって設立し、又は、一名で構成することができる。この場合、定款資本の全持分は、この者が取得する。
- 6 外国政府・国際機関・外国法人・外国人・無国籍者が本法に従って設立される会社に参加する場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、一般の規定に基づくものとする。

（キルギス共和国法 2003 年 12 月 24 日付け第 238 号により改正）

第 4 条 会社の設立文書 会社の国家登記

- 1 会社の設立文書とは、設立契約及び定款のことをいう。
- 2 一名の者によって設立された有限責任会社・補充責任会社の設立文書とは、定款のことである。
- 3 会社の設立契約の内容は、企業秘密とする。設立契約は、法令の定める場合又は社員の決定に基づいてのみ、国家機関又はその他の公的機関、及び第三者に提出される。

すべての利害関係人は、会社の定款を閲覧する権利を有する。
- 4 設立契約は、全社員によって署名される。
- 5 定款は、会社を管理する社員総会が任命した者によって署名される。

社員が一名の会社の定款は、当該社員によって署名される。
- 6 設立契約における自然人による署名は、公証を受けなければならない。
- 7 社員は、設立契約により、会社を設立し、設立に関する活動の手続を定め、並びに、自分の財産の会社への譲渡・会社の活動への参加・社員間での損益の分配・会社の活動の管理・会社からの退社に関する条件、各社員の持分の額、出資の内容・期限・手続、社員の出資義務違反に対する責任、及び定款資本の額・内容を規定する義務を負う。

設立契約には、法令又は社員の定めるその他の情報を含むことができる。
- 8 定款は社員によって承認され、その内容は設立契約に反映される。

定款及び設立契約においては、会社の種類、名称、所在地及び活動期限（設立時に規定されていた場合）、代表者の権限、管理監督機関及びその権限、財産形成手続、損益分配手続、会社の活動停止（組織変更又は清算）の条件、並びに、会社と社員の相互関係が定められる。

定款及び設立契約には、法令又は社員の定めるその他の規定を含むことができる。

定款には、重要法律行為の実施に関する総会・執行機関の権限を定める規定及び定款資本に含まれる財産につき執行機関による譲渡を禁止・制限する規定が含まなければならない。

- 9 設立文書の中には、本条第7項及び第8項が規定する事項のほか、各種の会社について本法が規定する事項も含まなければならない。
- 10 設立文書に本条第7項、第8項及び第9項に規定された事項が存在しない場合、当該設立文書は、法令により権限を与えられている国家機関及びその他の利害関係人の裁判による請求に基づき、無効とされる。
- 11 会社の国家登記後、社員は、社員と認められる。
- 12 会社として設立される各種営利団体のうち本法により規定されていないものについての設立文書の一覧及び内容は、これらの団体に関する法令によって規定される。
- 13 会社の国家登記は、法令の定める手続に従って行われる。法人国家登記簿に含まれる会社に関するデータは、法人の登記を行う機関によって、公式出版物に定期的に掲載されなければならない。

外国政府・国際機関・外国の法人及び市民・無国籍者が参加する会社の国家登記の特則は、法令によって定められる。

(キルギス共和国法 1998 年 12 月 2 日付け第 148 号 2003 年 12 月 24 日付け第 238 号により改正)

第5条 会社の財産

- 1 会社の財産を形成するのは、固定財産、流動資金及び価値が会社の貸借対照表に反映されているその他の財産である。
- 2 財産の所有権は、会社に属する。
- 3 会社の財産の形成源は、以下のとおりである。
 - (1) 社員による定款資本への出資
 - (2) 会社の活動から得た利益
 - (3) 法令によって禁じられていないその他の資金源

第6条 会社の定款資本

- 1 社員の出資の総体は、会社の定款資本を形成する。
- 2 社員が出資しうる財産は、キルギス共和国通貨建ての資金、法令に定めのある場合の外貨、建物、施設、設備、原料、材料、商品、製品、有価証券、その他の物的財産、及び知的活動の結果に対する権利を含む譲渡可能な財産権であり、これらの価値は、会社の貸借対照表に反映される。
- 3 社員が財産を会社に使用のためにのみ貸与した場合、設立文書に別段の定めがない限り、出資額及びそれに伴う社員の持分は、設立文書に示された会社の全活動期間又は社員の定めるその他の期間における当該財産の貸与料に基づいて定められる。

会社による使用のために貸与された財産の偶然の破壊・損壊のリスクは、設立文書に別段の定めがない限り、この財産を貸与した社員が負う。

- 4 定款資本の減額は、全債権者に個別に書面で通知が行われた後にのみ、許される。この場合、債権者は、債務の期限前の消滅・履行及び損害賠償を請求する権利を有する。
- 5 各種の会社に対して本法及びその他の法令が定める最小限度額を下回る定款資本の減額は、することができない。

本条第4項及び第5項の定める手続に違反した定款資本の減額は、利害関係人の申立てに基づく裁判所判決による会社の清算の根拠となる。

第7条 会社財産における社員の持分

- 1 会社財産における各社員の持分は、彼らの定款資本への出資額に比例する。
- 2 会社財産における社員の持分は、パーセントで表される。
- 3 社員は、本条の規定とは異なる形により、会社財産における社員の持分を決定する方法を定めることができる。
- 4 社員は、特別の法令又は設立文書に別段の定めがある場合を除き、会社財産における自己持分に担保を設定し、又は売却する権利を有する。

(キルギス共和国法 2003 年 12 月 24 日付け第 238 号により改正)

第8条 会社の経営

- 1 会社の最高機関は、社員総会（代表者会議）である。合名会社・合資会社の経営は、無限責任社員の総意に基づいて行われる。
- 2 会社には、日常の経営を実施し社員総会に報告義務を有する（合議制又は単独の）執行機関が設置される。
- 3 合議制の機関としては、以下のものを設置することができる。
 - (1) 理事会（重役会）
 - (2) 監視機関
 - (3) 社員総会（代表者会議）の決定に基づく、その他の機関
- 4 執行機関の活動の監視のため、社員総会は、監査委員会を形成する権限を有する。
- 5 会社の経営機関の権限、その選出（任命）手続、及び経営機関が決定を行う際の手続は、本法、その他の法令及び設立文書によって定められる。

(キルギス共和国法 1998 年 12 月 2 日付け第 148 号、2003 年 2 月 17 日付け第 38 号、2003 年 12 月 24 日付け第 238 号により改正)

第8-1条 子会社、支店及び駐在員事務所

- 1 会社は、本法、その他の法令の規定及びキルギス共和国の国際条約の条件に従い、キルギス共和国内外に、子会社、支店及び駐在員事務所を設立・設置する権利を有する。
- 2 会社（親会社）が、ある会社の定款資本において優位を占めており、又は会社間で締結された契約に従い、若しくは別の形で、ある会社の行う決定を確定させる可能性を有する場合、その会社は、子会社と認められる。子会社は、親会社の債務に対して責任を負わない。
- 3 子会社は、法人であり、独立した経営団体として活動し、その親会社との関係は、定款及びキルギス共和国法令に基づいて形成される。
- 4 子会社にとって義務的であるような指示を出す権利を有する親会社は、子会社が親会社の指示の実施中に行った取引に関して、子会社とともに連帯責任を負う。
- 5 子会社の社員は、親会社に対し、親会社の責任で子会社が受けた損害の賠償を請求する権利を有する。
- 6 支店及び駐在員事務所は、法人ではなく、親会社により固定資産・流動資産を分与され、親会社の承認する規定に基づき、親会社の名において活動する。支店及び駐在員事務所の活動に対する責任は、親会社が負う。

支店及び駐在員事務所の代表者は、親会社からの委任に基づいて活動を行う。

（キルギス共和国法 1998 年 12 月 2 日付け第 148 号により改正）

第 9 条 会社の活動停止

- 1 会社の活動は、以下の場合に停止される。
 - (1) 一定の期間で会社が設立された場合、その期間が満了したとき。
 - (2) 一定の目的で会社が設立された場合、その目的を達成したとき。
 - (3) 社員間の合意による場合
 - (4) 所定の手続に従った会社の倒産認定の場合
 - (5) 本法その他の法令及び設立文書の定めるその他の場合
- 2 会社の活動停止は、組織変更（新設合併、吸収合併、分割、形態変更）又は清算の形で行われる。

会社の組織変更時には、必要な変更が設立文書及び法人登記簿に加えられ、清算時には、相応の記録が法人登記簿に加えられる。
- 3 ある種類の会社は、社員総会の決定に基づき、本法の規定を遵守した上で、別の種類の会社に形態変更することができる。
- 4 合名会社・合資会社の有限責任会社・補充責任会社への形態変更時に、有限責任会社・補充責任会社の社員となった各無限責任社員は、合名会社・合資会社から有限責任会社・補充責任会社に移行した債務に対する補充責任につき、2 年間、自分の全財産をもって負う。無限責任社員であった者が自分の持つ株式（持分）を譲渡した場合であっても、当該責任を免れることはできない。

5 会社の清算は、社員によって任命された清算委員会によって行われ、裁判所本案決定に基づく倒産の場合は、裁判所によって任命された清算委員会によって行われる。

清算委員会は、これから行われる会社の清算について、キルギス共和国民法の定める手続・期限に基づき、公告を行う。

6 清算委員会の任命の時から、会社の経営権は清算委員会に移行する。清算委員会は、会社の現存財産を評価し、債権者を検索し、当該債権者との精算を行い、清算貸借対照表を作成し、これを社員に提出する。

債権者の債権を弁済する場合は、キルギス共和国民法、キルギス共和国倒産関係法令及びその他の法令に従う。

7 会社の従業員への賃金支払（法令の定める補償の支払も含む。）の終了後及び国家予算への債務と会社の債権者に対する債務の履行後に会社に残った財産は、社員の間で、当該社員の定款資本への出資額に比例して、又は設立文書に定められた別の方法で、分配される。

8 会社の清算時には、登記機関に清算貸借対照表が提出され、それに基づき、国家登記簿に会社の清算に関する相当の記録が加えられる。

9 清算が完了し、会社が活動を停止したとみなされるのは、法人登記簿にそれに関する記録が加えられた時からである。

（キルギス共和国法 2003 年 12 月 24 日付け第 238 号により改正）

第 2 部 各種の会社の特則

第 1 章 合名会社

第 10 条 合名会社の概念

合名会社とは、会社の財産が不足した場合に社員が自分の全財産をもって会社の債務に対して連帯責任を負う会社である。

第 11 条 合名会社の社員の権利及び義務

1 合名会社の社員は、以下の権利を有する。

(1) 本法及び設立文書の定める手続に従って、合名会社の経営に参加する（会社の得た利益の分配に参加することも含む。）。

(2) 合名会社の活動に関して、完全な情報を得る（会社の会計文書及びその他の文書の閲覧を含む。）。

(3) 設立文書に別段の定めがある場合を除き、会社財産における自己持分に応じて、合名会社の活動から利益を得る。

(4) 所定の手続に従って、合名会社から退社する。

(5) 合名会社の清算時に、債権者との精算の終了後に残った財産の一部又はその相当額を、会社財産における自己持分比率に応じて得る。

- 2 合名会社の社員は、本法、その他の法令、及び設立文書の定めるその他の権利も有する。
- 3 本法及びその他の法令が合名会社の社員のために定めている権利を認めず、又は制限することは、社員の合意に基づく場合であっても、無効である。
- 4 合名会社の社員は、以下の義務を負う。
 - (1) 合名会社の設立文書を遵守する。
 - (2) 設立文書の定める手続に従って、合名会社の活動に参加する（会社の名において活動し、又は会社の活動を支援することも含む。）。
 - (3) 合名会社の設立文書の定める手続・方法・額により出資を行う。
 - (4) 会社の活動対象となっている取引と同種の取引につき、自らの名において自らの利益のために行うことを、自制する。
 - (5) 合名会社により企業秘密とされた情報を漏洩しない。
- 5 合名会社の社員は、本法、その他の法令、及び設立文書の定めるその他の義務を負うことがある。
- 6 本法、その他の法令、及び設立文書の定める合名会社の社員の義務には含まれない行為を行う義務を合名会社の社員に負わせる社員間の合意は、無効である。
- 7 合名会社の社員が本法、その他の法令、及び設立文書の定める義務を果たさず、会社又は他の社員に損害を与えた場合、他の社員は、当該社員に対し損害賠償を請求し、その損害が著しい場合には、裁判手続において、当該社員を会社から除名するよう請求する権利を有する。

第12条 合名会社の定款資本 合名会社の財産における社員の持分

- 1 合名会社の社員は、定款資本を形成する。
- 2 合名会社の定款資本形成の額・手続・期限は、設立文書によって定められる。
- 3 合名会社の財産における社員の持分は、本法第7条の規則に従って定められる。

第13条 合名会社の業務遂行

- 1 全社員が共同で業務を遂行し、又は業務遂行が一部の社員に委任されている旨が設立契約によって定められている場合を除き、合名会社の各社員は、会社の名において活動する権利を有する。

合名会社の内部問題に関する決定は、全社員の合意に基づいて行われる。

合名会社の設立文書は、社員の過半数によって決定が行われる下される事項についても定めることができる。合名会社の各社員は、社員の票数の決定手続について設立契約に別段の定めがない限り、1票を有する。

設立文書により、社員の持つ票数は定款資本における持分比率に従って決定される旨を規定することもできる。

2 合名会社の経営は、本条第1項の規定を考慮に入れた上で、合名会社の執行機関に委ねることができる。

執行機関の種類、形成手続及び権限は、設立文書によって定められる。

3 合名会社の社員は、会社の活動対象となっている取引と同種の取引について、他の社員の合意なしに自らの名において自分及び第三者の利益のために行う権利を有しない。この規定について違反があった場合、会社は、会社が被った損害の賠償又は当該取引で得られた全利益の会社への譲渡のいずれかにつき、自らの選択により、当該社員に請求する権利を有する。

4 経営を委ねられた合名会社の機関は、要求があった場合、自らの活動に関する完全な情報を全社員に提出する義務を負う。

5 権限を有せずに社員の共通の利益のために行動した社員は、当該社員の行為につき他の全社員の承認を得ることができなかつた場合であっても、当該社員の行為により会社が当該社員の使用した経費以上の価値を有する財産を保全することができ、又はそのような財産を取得することができたことを証明したときは、当該社員の使用した経費の補償を会社に請求する権利を有する。

第14条 合名会社の社員構成の変更

1 合名会社からの社員の退社、社員の倒産認定、会社財産における社員の持分に対する債権者からの強制執行の申立て、並びに、社員の死亡、死亡宣告、失踪宣告、行為無能力の宣言、及び行為能力の制限の認定により合名会社の社員構成に変更があった場合、合名会社は、設立文書又は残りの社員の合意により別段の定めがある場合を除き、活動を停止しなければならない。

2 合名会社が活動を継続する場合、及び、会社財産における社員の持分が他の社員若しくは第三者に移行し、社員が会社から除名され、又は、新たな社員が会社に参加する場合、合名会社は、設立文書に相当の変更を加えた上で再登記しなければならない。

第15条 合名会社からの社員の退社

1 合名会社の社員は、会社への参加の取消しを申し立て、会社を退社する権利を有する。

2 合名会社への参加の取消しは、実際の退社の6か月前までに、社員によって申し立てられなければならない。

3 合名会社の設立文書により、本条の規定と異なる退社申立ての期限を定めることもできる。
退社権の放棄に関する社員間の合意は、無効である。

第16条 合名会社からの社員の退社の効果

1 合名会社から退社した社員には、当該社員の定款資本への出資割合に応じて、会社財産の一部の価値に相当する額が支払われる。

- 2 退社する社員に支払われる，合名会社の財産の一部の価値に相当する額は，社員の退社時点で作成された貸借対照表に従って決定され，実際の退社日から 30 日以内に支払われる。
- 3 退社する社員と残りの社員との同意に基づき，合名会社の財産の一部の価値に相当する額の支払は，財産の現物の引渡しにより行うことができる。
- 4 退社する社員には，最終年度の利益のうち合名会社が当該年度において取得している利益のうち，当該社員に対し支払われるものとなるべき分も支払われる。
- 5 合名会社の定款資本に自己の出資を一部のみ行った社員には，設立文書又は社員間の合意により別段の定めがある場合を除き，この出資分に相当する額のみ支払われる。
- 6 退社する社員により合名会社の利用に供された財産は，設立文書に別段の定めがある場合を除き，返還される。
- 7 社員が退社した場合，その他の社員の合名会社の財産における持分は，設立文書又は社員間の合意により別段の定めがある場合を除き，社員の退社時点で確定された当初の持分比率に応じて増加する。

(キルギス共和国法 2003 年 12 月 24 日付け第 238 号により改正)

第 17 条 合名会社の社員の持分（持分の一部）の譲渡

- 1 社員による自己持分（持分の一部）の他の社員・第三者への譲渡は，残りの全社員の同意に基づいてのみ可能である。
- 2 他の社員・第三者への持分の譲渡時には，合名会社を退社した社員に属する権利・義務もすべて同時に譲渡される。
- 3 社員が死亡し，又は社員の死亡宣告がされた場合，権利継承者（相続人）は，残りの全社員の同意に基づき，会社に参加することができる。
- 4 権利継承者（相続人）が合名会社への参加を拒否した場合又は会社が権利継承者（相続人）の参加を拒否した場合，権利継承者（相続人）には，権利継承権に基づき，本法第 16 条に定める手続に従って社員が死亡し，又は社員の死亡宣告がされた場合に確定される，会社財産における当該社員の持分に相当する額が支払われる。

第 18 条 合名会社からの社員の除名

- 1 ある社員が失踪宣告，行為無能力の宣言及び行為能力の制限の認定を受けた場合，残りの全社員一致の決定に基づき，当該社員を会社から除名することができる。法人である社員につき裁判所判決に基づき組織変更手続が開始された場合，当該法人社員も，同様に，会社から除名することができる。
- 2 合名会社の社員は，他の全社員一致の決定があり，かつ，正当な理由がある場合，特に著しい義務違反がある場合や経営能力の欠如が判明した場合は，社員（一名・複数）を会社から除名することを，裁判手続において請求する権利を有する。

- 3 合名会社から除名された社員には、本法第 16 条に定める手続に従って、会社財産の一部の価値に相当する額が支払われる。
- 4 退社時に社員に支払われる合名会社の財産の一部の価値に相当する額からは、除名された社員によって会社にもたらされた全損失額（除名された社員に退社手続に従って支払われる財産の一部を除く。）を、裁判所判決に基づいて差し引くことができる。損失額の不足分は、除名された社員のその他の財産から徴収される。

第 19 条 合名会社における社員の持分に対する強制執行の申立て

- 1 社員の個人的債務に基づく合名会社における社員の持分に対する強制執行の申立ては、当該債務の支払のためにその他の財産が不足している場合にのみ許される。当該社員の債権者は、強制執行の申立てを目的として、本法第 16 条に定める手続に従い、定款資本への債務者の出資額に応じて、合名会社の財産の一部の分割を合名会社に請求する権利を有する。分割すべき会社財産の一部又はその価値は、債権者による分割請求の提出時点で作成された貸借対照表に基づいて確定される。
- 2 合名会社の財産における社員の持分に対する強制執行の申立ては、社員の会社への参加を停止させ、本法第 14 条、第 18 条及び第 23 条に規定された効果を生じさせる。

第 20 条 合名会社の社員の失踪宣告、行為無能力の宣言及び行為能力の制限の認定の効果

- 1 合名会社の社員が失踪宣告又は行為無能力の宣言を受けたが会社が存続される場合、当該社員の後見人・社員の財産の後見人は、残りの全社員の合意に基づいてのみ、会社の活動に参加することができる。行為能力の制限の認定を受けた社員が会社の活動に参加する場合にも、同様に、残りの全社員の合意が必要とされる。
- 2 失踪宣告又は行為無能力の宣言を受けた社員の後見人が当該社員の名において合名会社の活動に参加することを拒否した場合、又は、会社がかかる参加を拒否した場合、本法第 16 条に定める手続に従って、後見人に対し、当該社員の法定代理人として、会社財産の一部の価値に相当する額が支払われる。

行為能力の制限の認定を受けた社員にも、会社又は当該社員の法定代理人が会社の活動に参加することを拒否した場合、同様の手続に従って、当該社員に対し、会社財産の一部の価値に相当する額が支払われる。

第 21 条 合名会社への新たな社員の参加

- 1 新たな社員の参加は、残りの全社員の合意に基づいてのみ、可能である。
- 2 新たな社員が参加した場合、以下の事項に関連した変更が、設立文書に加えらる。
 - (1) 社員間の新たな持分比率
 - (2) 会社経営手続

- (3) 新たな社員による出資の額・手続・期限・方法
- (4) 新たな社員の参加に関連したその他の条件

第 22 条 合名会社の損益の分配

- 1 合名会社の損益は、設立文書又は社員間の合意により別段の定めがある場合を除き、社員間で、定款資本への出資額に応じて分配される。
- 2 損益の分配から特定の社員を除外する合意は、無効である。

第 23 条 合名会社の債務に対する社員の責任

- 1 合名会社の清算時に会社の全債務の返済には現存財産では不足であることが判明した場合、不足分については、会社に代わって、社員がその全財産をもって連帯責任を負う。社員の財産には、法令に従って、強制執行の申立てを行うことができる。
- 2 合名会社の設立後に持分譲渡・権利継承によって入社した社員は、他の社員と同じく、当該社員の入社後に発生した債務に対しても責任を負う。
合名会社の設立後に新たな社員の参加によって入社した社員は、当該社員の入社後に発生した債務に対してのみ責任を負う。
- 3 他の社員・第三者に持分を譲渡し、会社財産における社員の持分に対し債権者が強制執行を申し立て、又は会社の活動への参加を残りの社員に拒否されたことにより合名会社から退社した社員、及び、残りの社員により入社を拒否された、死亡し又は死亡宣告を受けた社員の権利継承者（相続人）は、会社の債務に対して責任を負わない。
- 4 合名会社の債務を全部又は一部返済した社員は、相当する部分に関して、会社財産における持分比率に応じて責任を負う残りの社員に対し、求償する権利を有する。
- 5 合名会社が活動停止した場合、社員は、会社の活動停止以前に発生した会社の債務に対して、会社の活動停止日から 2 年間、責任を負う。
- 6 本条に規定された合名会社の債務に対する社員の責任に関してキルギス共和国法令が定める手続を変更する社員間の合意は、無効である。

第 24 条 合名会社の活動停止の特則

- 1 合名会社の活動は、本法第 9 条が規定する場合のほか、社員が一名のみになった場合にも、停止される。
- 2 合名会社の社員は、自分が唯一の社員となった時から 6 か月間、新たな社員を参加させて合名会社を存続させる権利を有する。
- 3 社員は、自分が唯一の社員となった時から 6 か月間、以下のことを行う権利を有する。
 - (1) 会社の活動への出資について、出資者と契約を締結し、合資会社を形成する。

(2) 定款資本の最小限度額に関する本法の規定を遵守した上で、補充責任会社・有限責任会社を設立し、又は、会社を清算する。

(キルギス共和国法 2003 年 12 月 24 日付け第 238 号により改正)

第 2 章 合資会社

第 25 条 合資会社の概念

- 1 合資会社とは、会社の債務に対して自分の全財産をもって連帯責任を負う一名以上の社員(無限責任社員)のほか、定款資本への出資額によってその責任が限定され、会社の企業活動には参加しない一名以上の社員がいる会社である。
- 2 合資会社に参加する無限責任社員の法的地位及び会社の債務に対する当該社員の責任は、合名会社の社員に関する規則によって規定される。
- 3 合資会社に対しては、本章の規定に矛盾しない限り、合名会社に関する本法の規定(第 10 条から第 24 条まで)が適用される。

第 26 条 合資会社の出資者の権利及び義務

- 1 合資会社の出資者は、以下の権利を有する。
 - (1) 設立文書の定める手続に従い、会社財産・定款資本における自己持分比率に応じて、会社の利益の一部を受け取る。
 - (2) 会社の年間報告書・貸借対照表を閲覧し、その正確性を確認する。
 - (3) 本法及び設立文書の定める手続に従い、会社財産における自己持分又はその一部を、他の出資者又は第三者に譲渡する。
 - (4) 本法第 30 条第 2 項及び設立文書の定める手続に従い、会社を退社する。
- 2 合資会社の出資者は、本法、その他の法令、及び設立文書の定めるその他の権利を有する。
- 3 本法及びその他の法令が合資会社の出資者のために定めている権利を認めず、又は制限することは、出資者及び無限責任社員の合意に基づく場合も含め、無効である。
- 4 合資会社の出資者は、以下の義務を負う。
 - (1) 設立文書の条件を遵守する。
 - (2) 設立文書の定める手続・方法・額で出資を行う。
 - (3) 設立文書に示されている場合、会社の活動を支援する(会社に役務を提供することも含む。)
- 5 出資者が権限を有せず、合資会社の利益のために取引を行った場合で、当該社員の行為を会社が承認したときは、会社が債権者に対して取引に関する全責任を負う。承認が得られない場合、出資者は、第三者に対して、自分の全財産をもって独自に責任を負う。出資者の財産に対しては、法令に従って、強制執行の申立てを行うことができる。
- 6 合資会社の出資者は、本法、その他の法令、及び設立文書の定めるその他の義務を負うことがある。

- 7 本法，その他の法令，及び設立文書の定める合資会社の出資者の義務には含まれない行為を行う義務を合資会社の出資者に負わせる無限責任社員と出資者の合意は，無効である。
- 8 合資会社の出資者が本法，その他の法令，及び設立文書の定める義務を果たさず，会社又は社員に損害を与えた場合，無限責任社員は，当該出資者に対し損害賠償を請求し，その損害が著しい場合には，裁判手続において，当該出資者を会社から除名するよう請求する権利を有する。

第 27 条 合資会社の定款資本 合資会社の財産における社員の持分

- 1 合資会社の定款資本は，無限責任社員と出資者の出資からなる。
- 2 定款資本における出資者の持分の合計は，50 パーセントより多くなってはならない。この場合，合資会社の設立文書において，無限責任社員の出資（出資の一部）の支払に関する出資者の義務を規定することができる。
- 3 合資会社の定款資本形成の額・手続・期限は，設立文書によって定められる。
- 4 合資会社の財産における社員の持分は，本法第 7 条の規則に従って定められる。

第 28 条 合資会社の設立文書の内容

- 1 合資会社の設立文書においては，無限責任社員全員の名前及び「合資会社」という言葉又は無限責任社員一名以上の名前と「その仲間たち(and company)」という言葉及び「合資会社」という言葉を含む，会社の名称が示されていなければならない。
- 2 合資会社の設立文書は，本法第 4 条第 7 項及び第 8 項に規定された情報も含まなければならない。

第 29 条 合資会社の経営

合資会社の経営は，無限責任社員によって行われる。無限責任社員による合資会社の経営・業務遂行の手続は，合名会社に関する規則に基づき，無限責任社員により定められる。出資者は，合名会社の経営に参加する権利及び委任状によらずに会社を代表する権利を有しない。出資者は，会社経営に関する無限責任社員の行為に不服を申し立てる権利を有しない。

第 30 条 合資会社の出資者の構成の変更

- 1 出資者が合資会社の財産における自己持分（持分の一部）を他の出資者・無限責任社員・第三者へ譲渡することは，設立文書に別段の定めがある場合を除き，無限責任社員全員の合意に基づいてのみ可能である。

他の出資者・無限責任社員・第三者への持分の譲渡時には，合資会社を退社した出資者に属する権利・義務もすべて同時に譲渡される。

2 合資会社の出資者は、会計年度の終了時に、会社への参加の取消しを申し立て、会社から退社する権利を有する。

合資会社への参加の取消しは、設立文書に別段の定めがある場合を除き、会計年度の終了の6か月前までに、出資者によって申し立てられなければならない。

合資会社からの出資者の退社は、本法第16条に規定された効果を生じさせる。

3 合資会社の財産における出資者の持分に対する債権者による強制執行申立ての手続は、本法第19条によって規定される。

4 無限責任社員は、出資者の定款資本への財産出資が不完全である場合、無限責任社員全員一致の決定に基づき、裁判手続において、一名又は数名の出資者の除名を請求する権利を有する。

合資会社から除名された出資者には、設立文書に別段の定めがある場合を除き、定款資本への出資額が支払われる。

出資者が合資会社の定款資本への出資を全く行わなかった場合、設立文書に別段の定めがある場合を除き、設立文書の定める出資期限の満了日から30日後に、会社の構成員としての資格が取り消される。

5 合資会社の法人出資者の活動停止（清算又は組織変更）又は市民出資者の死亡・死亡宣告の場合、その権利継承は、キルギス共和国民法の定める手続に従って行われる。

第31条 合資会社からの社員の退社の効果

合資会社からの社員（無限責任社員又は出資者）が退社した場合、会社財産における残る社員の持分は、設立文書又は社員間の合意により別段の定めがある場合を除き、社員の退社日に確定された当初の持分比率に応じて増加する。

第32条 合資会社への新たな社員の参加

1 合資会社への新たな無限責任社員及び出資者の参加は、残りの無限責任社員全員の合意に基づいてのみ、可能である。

2 新たな無限責任社員又は出資者が参加した場合、以下の事項に関連した変更が合名会社の設立文書に加えられる。

- (1) 会社財産における社員間の新たな持分比率
- (2) 会社経営手続
- (3) 無限責任社員及び出資者による定款資本への出資の額・手続・期限・方法
- (4) 新たな社員の参加に関連したその他の条件

第33条 合資会社の損益の分配

1 合資会社の損益は、設立文書又は社員間の合意により別段の定めがある場合を除き、全社員の間で、会社財産における持分比率に応じて分配される。

- 2 損益の分配から特定の社員を除外する合意は、することができない。

第 34 条 合資会社の債務に対する社員の責任

- 1 無限責任社員は、本法第 23 条に定める手続に従い、合資会社の債務に対して、自分の全財産をもって連帯補充責任を負う。
- 2 出資者は、定款資本への出資額の範囲内で、合資会社の債務に対して責任を負う。

第 35 条 合資会社の活動停止の特則

- 1 合資会社の活動は、本法第 9 条が規定する場合のほか、無限責任社員又は出資者が全員退社した場合にも、停止される。

合資会社は、最低でも無限責任社員一名及び出資者一名が残っていれば、存続される。

- 2 合資会社に残った無限責任社員は最後の出資者が退社した時から 6 か月間、又は、合資会社に残った出資者は最後の無限責任社員が退社した時から 6 か月間、合資会社を存続させるために新たな社員を参加させる権利を有する。この場合、無限責任社員又は市民出資者は、合資会社を合名会社に形態変更する権利も有する。
- 3 合資会社に無限責任社員のみ又は出資者のみが残った場合、当該者もまた、本法第 24 条第 3 項に定められた行為を行う権利を有する。
- 4 合資会社の清算時において、出資者は、会社の債権者からの請求の弁済後に残った会社財産から出資分を取り戻すことに対して、無限責任社員に対する優先権を有する。この後に残った合資会社の財産は、設立文書に別段の定めがある場合を除き、無限責任社員と出資者との間で、会社財産への出資額に応じて分配される。

第 3 章 有限責任会社

第 36 条 有限責任会社の概念

- 1³ 有限責任会社とは、社員が会社の債務に対して責任を負わず、自分の出資額の範囲内で会社の活動に関連した損失に対するリスクを負う会社である。

定款資本への出資を全額行っていない有限責任会社の社員は、会社の債務に対して、出資未払分の範囲内で、連帯して財産上の責任を負う。

第 37 条 有限責任会社の社員の権利及び義務

- 1 有限責任会社の社員は、以下の権利を有する。
 - (1) 本法及び設立文書の定める手続に従って、有限責任会社の経営に参加する（会社の得た利益の分配に参加することも含む。）。

³ 本条には項が 1 つしかないが、ロシア語原文には「第 1 項」の表記がある。

- (2) 有限責任会社の活動に関して、完全な情報を得る（会社の会計文書及びその他の文書の閲覧を含む。）。
 - (3) 設立文書に別段の定めがある場合を除き、会社財産における自己持分に応じて、会社の活動から年度末決算の結果に従って利益を得る。
 - (4) 所定の手続に従って、有限責任会社から退社する。
 - (5) 有限責任会社の清算時に、債権者との精算の終了後に残った財産の一部又はその相当額を、会社財産における自己持分比率に応じて得る。
- 2 有限責任会社の社員は、本法、その他の法令、及び設立文書の定めるその他の権利も有する。
 - 3 本法及びその他の法令が有限責任会社の社員のために定めている権利を認めず、又は合意に基づき制限（社員の合意に基づく場合も含む。）することは、無効である。
 - 4 有限責任会社の社員は、以下の義務を負う。
 - (1) 有限責任会社の設立文書を遵守する。
 - (2) 設立文書に定められた手続に従って、有限責任会社の活動に参加する。
 - (3) 有限責任会社の設立文書の定める手続・方法・額で持分の出資を行う。
 - (4) 有限責任会社により企業秘密とされた情報を漏洩しない。
 - 5 有限責任会社の社員は、本法、その他の法令、及び設立文書の定めるその他の義務を負うことがある。
 - 6 有限責任会社の社員が本法、その他の法令、及び設立文書の定める義務を果たさず、会社又は他の社員に損害を与えた場合、他の社員は、当該社員に対し損害賠償を請求し、その損害が著しい場合には、裁判手続において、当該社員を会社から除名するよう請求する権利を有する。

第 38 条 有限責任会社の定款資本 有限責任会社の財産における社員の持分

- 1 有限責任会社の社員は、定款資本を形成し、その額は、設立文書で規定されていなければならない。かつ、社員が定款資本へ出資した時点におけるキルギス共和国の月決算指標を下回ってはならない。
- 2 有限責任会社の定款資本は、会社の登記時まで、設立文書で規定された額の半分以上が社員によって出資されていなければならない。

設立文書で規定された定款資本の未出資分は、有限責任会社の登記日から 1 年以内に、社員によって出資されなければならない。出資期限の違反があった場合、会社は、定款資本の減額を宣言して所定の手続に従い定款資本の減額を登記し、又は清算により活動を停止しなければならない。
- 3 有限責任会社の財産における社員の持分は、本法第 7 条の規則に従って定められる。
- 4 二年目及びそれに続く毎会計年度の終了後に有限責任会社の純資産の価値が定款資本を下回っている場合、会社は、本法第 6 条第 4 項の規定を遵守して定款資本の減額を宣言し、所定の手続に従ってその旨を登記しなければならない。

- 5 有限責任会社の定款資本の増額は、設立文書に規定された定款資本への出資を全社員が完了した後でのみ可能である。
- 6 有限責任会社の社員は、定款資本の増額又は減額を行うことができる。
定款資本の変更に関する社員の決定は、有限責任会社の再登記の時から発効する。
(キルギス共和国法 1998 年 12 月 2 日付け第 148 号, 2006 年 1 月 27 日付け第 25 号により改正)

第 39 条 有限責任会社による債券の発行

有限責任会社は、有価証券に関する法令の定める手続に従って、債券を発行する権利を有する。

第 40 条 有限責任会社の経営

- 1 有限責任会社の最高機関は、社員総会である。
- 2 有限責任会社には、日常の経営を実施し社員総会に報告義務を有する（合議制又は（及び）単独の）執行機関が設置される。単独の会社経営機関は、社員以外から選出することができる。
- 3 会社経営機関の権限、並びに、会社経営機関が決定を行う場合及び会社を代表する場合の手続は、本法、その他の法令、及び設立文書によって定められる。
- 4 有限責任会社の社員総会の専権的権限に属するのは、以下のものである。
 - (1) 定款資本額の変更を含む定款の変更
 - (2) 執行機関の設置及び解任
 - (3) 年間報告書及び貸借対照表の承認並びに会社の損益の分配
 - (4) 会社の組織変更又は清算の決定
 - (5) 会社の監査委員会（監査役）の選任定款により、その他の事項も総会の専権的権限とすることができる。社員総会の専権的権限とされた事項を、総会が執行機関の決定に委ねることはできない。
- 5 有限責任会社の各社員は、設立文書に別段の定めがある場合を除き、総会において、定款資本における自己持分比率に応じた票数を持つ。
- 6 社員総会における決定は、総票数の単純過半数によって採択され、本条第 4 項第 1 号及び第 4 号に規定された事項については、総票数の 3 分の 2 以上の投票によって採択される。
有限責任会社の設立文書により、本条とは異なる形で、社員総会による決定手続を規定することができる。
- 7 有限責任会社の社員は、設立文書に別段の定めがある場合を除き、総会において他の社員に自分の権限を譲渡する権利を有する。
- 8 有限責任会社の社員の名において、その（常任又は臨時の）代理人が総会に出席することができる。
- 9 有限責任会社の社員は、いつでも、他の社員又は執行機関に通知した後、本条第 7 項及び第 8 項に規定する者の権限を停止させることができる。

第 41 条 有限責任会社の執行機関の活動の監視

- 1 有限責任会社の社員総会は、執行機関の活動の監視のため、監査委員会を設置する権限を有する。
- 2 有限責任会社の監査委員会の構成員となることができる者は、社員、会計検査業務を行う権利を有する者、財政・会計分野の独立の鑑定人、及びその他の者である。
執行機関の構成員は、監査委員会の構成員となることができない。
- 3 監査委員会は、執行機関の財務・経営活動の検査の実施時に、すべての必要な資料、会計文書及びその他の文書、並びに個人的説明を、執行機関の構成員に要求する権限を有する。監査委員会は、検査結果を社員総会に送付する。
- 4 執行機関の財務・経営活動の検査は、社員総会の定める手続に従って行われる。
- 5 法令又は社員総会が規定する場合、監査委員会は、年間貸借対照表及びその他の報告書に関する意見を作成する。この場合、社員総会は、監査委員会の意見なくして、年間貸借対照表及びその他の報告書を承認し、会社の損益を分配する権限を有さない。
- 6 有限責任会社の社員は、本条とは異なる形で、執行機関の活動の監視手続を定める権限を有する。
- 7 有限責任会社の社員総会は、法令の定める場合、会社の活動の独立会計検査を組織する義務を負う。
- 8 社員のいずれかから要求があった場合、有限責任会社の活動についての会計検査が行われなければならない。この場合、会計検査の実施経費の支払は、設立文書に別段の定めがある場合を除き、会計検査の実施を要求した社員と会社とが等しい割合で行う。
- 9 有限責任会社の公開報告書は、法令又は設立文書に定めのある場合を除き、必要とされない。

第 42 条 有限責任会社の社員構成の変更

有限責任会社の社員構成が変更された場合、法人国家登記機関において、設立文書に然るべき変更が加えられなければならない。

第 43 条 有限責任会社の社員の退社

- 1 有限責任会社の社員は、いつでも、他の社員の同意の有無にかかわらず、会社を退社する権利を有する。会社への参加の取消しは、実際の退社の 1 か月前までに、社員によって宣言されなければならない。
有限責任会社の設立文書により、本条の規定とは異なる退社申立ての期限を設けることもできる。
- 2 有限責任会社を退社した社員には、会社の財産の一部の価値に相当する額が、本法第 16 条に定める手続・方法・期限で支払われる。

第 44 条 有限責任会社の財産における社員の持分の譲渡

- 1 有限責任会社の社員は、定款資本における持分比率に応じた会社財産における自己持分（又はその一部）を、当該会社の社員（一名又は数名）に、売却又は別の方法により譲渡する権利を有する。

有限責任会社の社員の持分を当該社員が定款資本への自分の出資を完了する前に譲渡する場合、設立文書に別段の定めがない限り、出資が既に行われた分のみ譲渡可能である。

- 2 社員による会社財産における自己持分（その一部）の第三者への譲渡は、これを行うことができる。

有限責任会社の社員は、会社財産における自己持分比率に応じて、社員の持分（その一部）の優先購入権を有する。ただし、定款又は社員間の合意でこの権利の行使に関して別段の定めがある場合を除く。

有限責任会社の他の社員が、通知後 1 か月間又は定款若しくは社員間の合意により定めた別の期限内に自分の優先権を行使しない場合、当該社員は、自己持分をあらゆる第三者に譲渡する権利を有する。

- 3 有限責任会社の財産における社員の持分（その一部）の第三者への譲渡が定款によって認められない場合であって、他の社員がその購入を拒否したとき、会社は、その実際の市場価値を社員に支払い、又はその価値に相当する財産を現物で給付する義務を負う。
- 4 有限責任会社自体が社員の持分（その一部）を取得した場合、会社は、設立文書の定める期限・手続により他の社員若しくは第三者にこれを売却し、又は本法第 38 条第 4 項に従って定款資本を減額する義務を負う。この期間中、利益の分配及び最高機関での票決は、会社が取得した持分を算定せずに行う。
- 5 有限責任会社の市民社員が死亡し、若しくは死亡宣告を受けた場合、又は法人社員が活動を停止（清算又は組織変更）した場合、その会社財産における持分は、権利継承者（相続人）に移行する。

死亡し、若しくは死亡宣告を受けた市民社員又は活動を停止した法人社員が定款資本への出資を完了していなかった場合、権利継承者（相続人）には、定款に別段の定めがない限り、既に出資された額のみが支払われる。

（キルギス共和国法 2003 年 12 月 24 日付け第 238 号により改正）

第 45 条 有限責任会社からの社員の除名

- 1 有限責任会社の社員は、設立契約・定款に著しく違反し、そのことにより会社に損害を与えた場合、全社員の 3 分の 2 以上の投票によって採択された社員総会決定に基づき、会社から除名することができる。

社員の除名に関する社員総会決定に対しては、裁判所に不服を申し立てることができる。

2 有限責任会社からの社員の除名は、本法第 18 条第 3 項及び第 4 項に定める手続に従って行われる。

(キルギス共和国法 1998 年 12 月 2 日付け第 148 号により改正)

第 46 条 有限責任会社の財産における社員の持分に対する強制執行の申立て

1 社員の個人的債務に基づく有限責任会社の財産における社員の持分に対する強制執行の申立ては、当該債務のために当該社員のその他の財産が不足している場合にのみ許される。当該社員の債権者は、定款資本における債務者の持分比率に応じた会社財産の一部の価値に相当する額の支払又は強制執行の申立てのためのこの財産の一部の分割を、有限責任会社に請求する権利を有する。

会社財産の分割すべき部分又はその価値は、債権者が請求を提示した時点で作成された貸借対照表に従って確定される。

2 社員が有限責任会社の定款資本への出資を一部のみ行っていた場合、定款に別段の定めがない限り、債権者は当該出資額の分与を請求する権利を有する。

3 有限責任会社の財産における社員の全持分に対する強制執行の申立ては、当該社員の会社への参加を停止させる。

第 47 条 有限責任会社の市民社員の失踪宣告、行為無能力の宣言及び行為能力の制限の結果

1 有限責任会社の市民社員が失踪宣告又は行為無能力の宣告を受けた場合、その後見人は、設立文書に別段の定めがない限り、当該社員の法定代理人として会社の活動に参加することができる。

2 有限責任会社の市民社員が行為能力の制限の認定を受けた場合、当該社員は、設立文書に別段の定めがない限り、後見人の同意に基づいて会社の活動に参加することができる。

第 48 条 有限責任会社の社員の退社の効果

有限責任会社から社員が退社する場合、残る社員の持分は、設立文書又は社員間の合意により別段の定めがある場合を除き、社員の退社時点において確定された当初の持分比率に応じて増加する。

第 49 条 有限責任会社への新たな社員の参加

1 有限責任会社への新たな社員の参加は、設立文書に別段の定めがある場合を除き、残りの全社員の合意に基づいてのみ、可能である。

2 新たな社員が参加する場合、以下の事項に関連した変更が有限責任会社の設立文書に加えられる。

(1) 定款資本及び社員の持分の新しい額

- (2) 新たな社員による定款資本への出資の額・手続・期限・方法
- (3) 新たな社員の参加に不可欠なその他の条件

第 50 条 有限責任会社の社員の追加払込み

有限責任会社の社員総会の決定に基づき、追加払込みの実施を定めることができる。当該事項に関する決定は、定款において全社員一致という定めがある場合を除き、全社員の 3 分の 2 以上の投票によって採択される。この場合、追加払込みに応じて、社員の持分も変更されうる。

第 51 条 有限責任会社の活動停止の特則

- 1 有限責任会社の活動は、本法第 9 条の規定により停止される。
- 2 有限責任会社の形態変更は、株式会社に対してのみ可能である。

第 4 章 株式会社（キルギス共和国法 2003 年 3 月 27 日付け第 64 号により削除）

- 第 52 条 株式会社の概念（削除）**
- 第 53 条 株式会社の設立及び清算（削除）**
- 第 54 条 株式会社の設立文書（削除）**
- 第 55 条 株式会社の定款資本（削除）**
- 第 56 条 株式会社の定款資本の増額（削除）**
- 第 57 条 株式会社の定款資本の減額の特則（削除）**
- 第 58 条 株式会社の株主（削除）**
- 第 59 条 株式会社の法的地位（削除）**
- 第 60 条 株式会社の株主名簿（削除）**
- 第 61 条 株主の権利及び義務（削除）**
- 第 62 条 株式会社の発起人会（削除）**
- 第 63 条 株式会社の経営機関（削除）**
- 第 64 条 株主総会（削除）**
- 第 65 条 株式会社の執行機関（削除）**
- 第 66 条 監査委員会 株式会社の会計検査（削除）**
- 第 67 条 監督役員会（削除）**
- 第 68 条 株式会社の役員（削除）**
- 第 69 条 債券及びその他の有価証券（削除）**
- 第 70 条 株式会社の利益の分配（削除）**
- 第 71 条 株式会社の組織変更（削除）**
- 第 72 条 株式会社の新設合併・吸収合併（削除）**
- 第 73 条 株式会社の分割・分離（削除）**

- 第 74 条 株式会社の組織的・法的形態の形態変更 (削除)
- 第 75 条 株式会社の清算 (削除)
- 第 76 条 清算委員会 (削除)
- 第 77 条 株式会社の清算時における債権者の請求の満足 (削除)
- 第 78 条 株式会社の子会社, 支店及び駐在員事務所 (削除)
- 第 79 条 株式会社の株式交換 (削除)

第 80 条 本法の施行手続

- 1 本法は, 1997 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 本法の施行時から, キルギス共和国法 1991 年 6 月 26 日付け第 513-XII 号「キルギス共和国における株式会社について」及びその改正法 (1992 年 12 月 17 日付け第 1084-XII 号, 1994 年 1 月 11 日付け第 1367-XII 号, 1994 年 5 月 28 日付け第 1563-XII 号, 1995 年 11 月 21 日及び 12 月 28 日付け第 38-1 号) は, 失効する。
- 3 キルギス共和国政府は, 以下のことを行う。
 - 政府の決定を本法と一致させること。
 - 本法によりキルギス共和国政府の権限とされた問題に関する必要な規范文書を採択すること。

キルギス共和国大統領 A. アカエフ